第1章では、現在の子育て世代が結婚、そして出産といった問題をどのように考え、どのような不安を抱えているかを見た。そこでは、結婚に伴う経済的利益が感じられにくいとともに、出産や子育てについても精神的・肉体的な負担感、そして何より経済的な負担感や不安が大きく、子どもを持つことをためらう傾向が生じていることを示した。

本章においては、現在の子育て世代をめぐる経済環境を、主として所得面から分析する。

第1節、子育て世代の所得と結婚・出生行動

本節では、賃金、労働時間、所得など子育て世代が置かれた経済環境の変化を概観するとともに、こうしたことが結婚、出産、子育てに対してどのような影響を及ぼしているのかについて見ていくこととする。

(男性の実質所得はやや減少している)

子育て世代 1 の雇用者の所得動向を見てみよう。まず、男性フルタイム労働者 2 の実質所得を見ると、1980年代を通じて堅調に増加したが、90年代以降賞与水準の下落もありわずかながら減少傾向にある(第2-1-1図)。一方で、男性パートタイム労働者 3 の実質所得については、90年代以降多少の変動はあるものの趨勢的に下落している。これは、パートタイム労働者の総労働時間が90年から下落し1割程度短くなったこととともに、時間当たりの賃金が90年以降下落傾向にあることが影響している(第2-1-2図)。

また、男性フルタイム労働者の数は全体として減少傾向にある一方で、パートタイム労働者は大幅に増加している(第 2 - 1 - 3 図)。ただし、パートタイム労働者の労働者全体に占める割合は 5 %程度にとどまっている。

(女性の実質所得は緩やかに上昇している)

次に、女性フルタイム労働者の実質所得を見ると、80年代に増加した後、90年代においても所定内給与が上昇し続けたこともありわずかながら増加傾向にある(第2-1-4図)。ただし、依然として男性と比べ3割程度の所得格差が存在している。女性のパートタイム労働者の実質所得については、男性とは傾向が異なりほぼ横ばいで推移している。これは、パートタイム労働者の総労働時間が90年から下落し続け1割以上短くなった反面、男性の場合とは違い時間当たりの賃金が90年以降堅調に上昇しているためである(第2-1-5図)。なお、パートタイム労働者は男女ともにフルタイム労働者と比べて所得格差が大きく、年収は120~130万円程度にとどまっている。この背景には、企業が社会保険料負担を発生させないために、パートタイム労働者の所得が一定額以上にならないようにする傾向があると言われる。また雇用者の側でも、特に既婚者の場合配偶者に対する控除や勤務先からの扶養手当の減額を避けるために、所得が増えすぎないよう労働時間を制限していることが多いと考えられる。

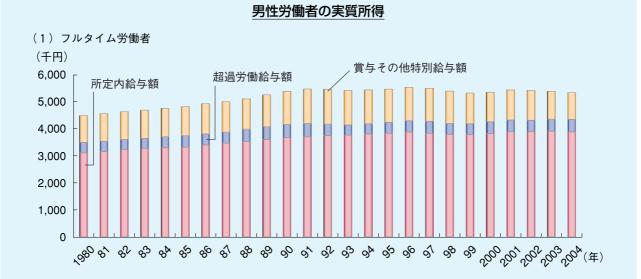
¹ ここでは子どもの有無にかかわらず20~49歳の世代とする。

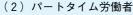
² 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」における「一般労働者」。

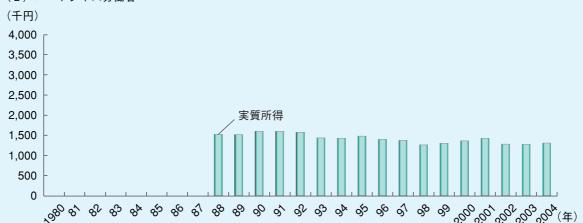
³ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」における「パートタイム労働者」。同一事業所の一般労働者より1日の所 定労働時間が少ない又は1日の所定労働時間が同じで1週の所定労働日数が少ない労働者を指す。

労働者数についても男性の場合と同様に、フルタイム労働者の数は減少傾向にある一方で、パートタイム労働者は増加し続けている(第2-1-6図)。また、もともと多くの既婚女性がパートタイム労働者として働いていたこともあり、2004年時点で労働者全体の3割弱と大きな割合を占めるようになっている。

第2-1-1図 下落する男性パートタイム労働者の実質所得



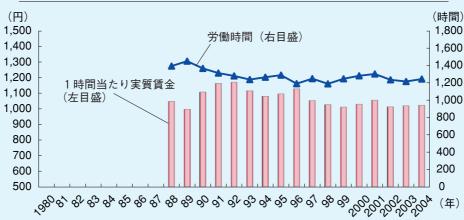




- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。
 - 2.20~49歳の男性労働者を対象としている。
 - 3. フルタイム労働者(一般労働者)の実質所得は、「(所定内給与額十超過労働給与額)×12ヶ月十年間賞与その他特別給与額」を消費者物価指数(帰属家賃を除く総合)を用いて実質化(2000年基準)した。
 - 4. パートタイム労働者の実質所得は、「パートタイム労働者年間所定実労働時間×1時間当たり所定内給与額十年間 賞与その他特別給与額」を消費者物価指数(帰属家賃を除く総合)を用いて実質化(2000年基準)した。なお、年 間所定実労働時間は、「実労働日数×1日当たり所定内実労働時間×12ヶ月」にて算出。
 - 5. パートタイム労働者についてのデータは88年以降のみ利用可能。

第2-1-2図 下落する1時間当たり実質賃金

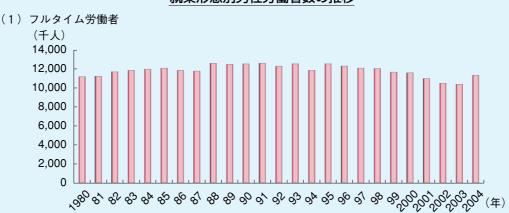
男性パートタイム労働者の「1時間当たり実質賃金」と「年間労働時間」



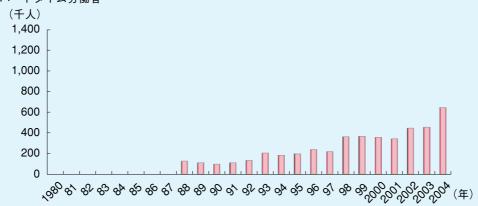
- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。
 - 2.20~49歳の男性パートタイム労働者を対象としている。
 - 3. パートタイム労働者の実質賃金は、「パートタイム労働者 1 時間当たり所定内給与額」を消費者物価指数(帰属家賃を除く総合)を用いて実質化(2000年基準)した。
 - 4. パートタイム労働者の労働時間は、「実労働日数×1日当たり所定内実労働時間数×12ヶ月」である。
 - 5. パートタイム労働者についてのデータは88年以降のみ利用可能。

第2-1-3図 増加する男性パートタイム労働者

就業形態別男性労働者数の推移

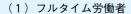


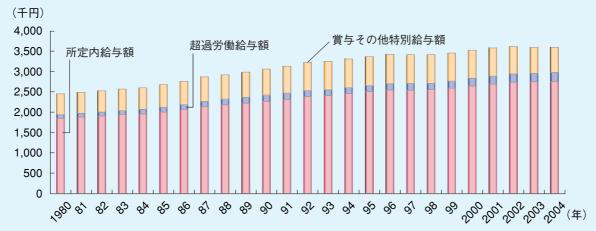
(2) パートタイム労働者



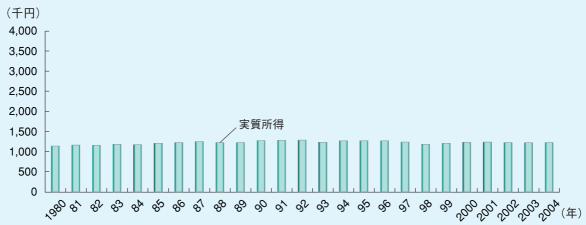
- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。
 - 2. 対象は、20~49歳男性の「フルタイム労働者(一般労働者)」及び「パートタイム労働者」である。
 - 3. パートタイム労働者についてのデータは88年以降のみ利用可能。

女性労働者の実質所得





(2) パートタイム労働者



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。
 - 2.20~49歳の女性労働者を対象としている。
 - 3. フルタイム労働者(一般労働者)の実質所得は、「(所定内給与額十超過労働給与額)×12ヶ月十年間賞与その他特別給与額」を消費者物価指数(帰属家賃を除く総合)を用いて実質化(2000年基準)した。
 - 4. パートタイム労働者の実質所得は、「パートタイム労働者年間所定実労働時間×1時間当たり所定内給与額十年間 賞与その他特別給与額」を消費者物価指数(帰属家賃を除く総合)を用いて実質化(2000年基準)した。なお、年 間所定実労働時間は、「実労働日数×1日当たり所定内実労働時間×12ヶ月」にて算出。

第2-1-5図 上昇する1時間当たり実質賃金

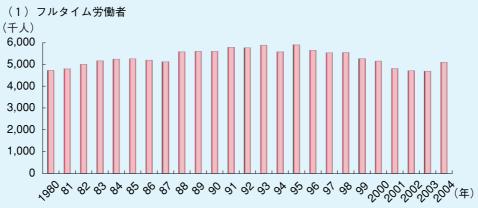
女性パートタイム労働者の「1時間当たり実質賃金」と「年間労働時間」



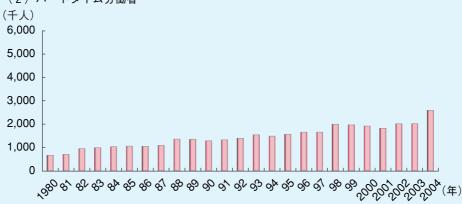
- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。
 - 2.20~49歳の女性パートタイム労働者を対象としている。
 - 3. パートタイム労働者の実質賃金は、「パートタイム労働者1時間当たり所定内給与額」を消費者物価指数(帰属家賃を除く総合)を用いて実質化(2000年基準)した。
 - 4. パートタイム労働者の労働時間は、「実労働日数×1日当たり所定内実労働時間数×12ヶ月」である。

第2-1-6図 女性パートタイム労働者は更に増加している

就業形態別女性労働者数の推移



(2) パートタイム労働者

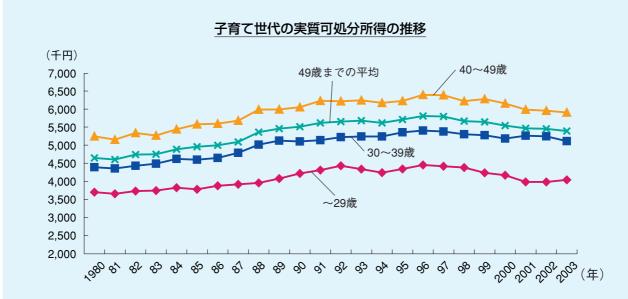


- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。
 - 2. 対象は、20~49歳女性の「フルタイム労働者(一般労働者)」及び「パートタイム労働者」である。

(世帯当たりの実質可処分所得は伸びていない)

それでは、世帯当たりの実質可処分所得はどのように推移しているだろうか。子育て世代全体で見ると、実質可処分所得は80年代に堅調に増加した後、90年以降ほとんど伸びていない(第 2-1-7 図)。世帯主の年齢層別に見てもその傾向は変わらず、2003年の実質可処分所得は88年当時とほぼ同じである。

第2-1-7図 世帯当たりの実質可処分所得は伸びていない

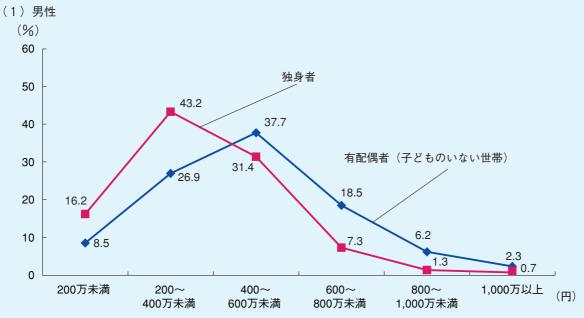


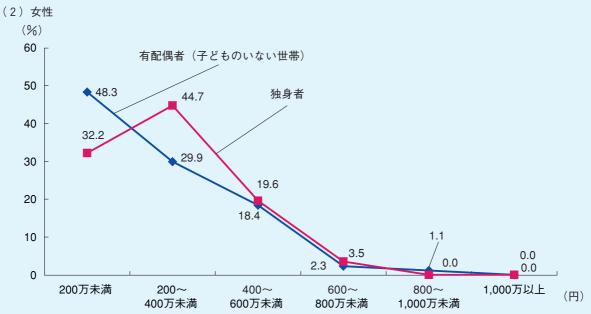
- (備考) 1. 総務省「家計調査」、「消費者物価指数」により作成。
 - 2. 対象は、世帯主年齢49歳までの勤労者世帯。
 - 3. 実質可処分所得は、「1 世帯当たり年平均1 か月間の可処分所得×12ヶ月」を消費者物価指数(帰属家賃を除く総合)を用いて実質化(2000年基準)した。
 - 4. 「49歳までの平均」とは、「年齢層別の総可処分所得(1世帯当たり年平均1か月間の可処分所得×12ヶ月×世帯数)」を消費者物価指数(帰属家賃を除く総合)を用いて実質化(2000年基準)し、その和を総世帯数(~49歳)により除し、実質可処分所得として算出した。

(独身男性には低所得者が多い)

このようにバブル期以降必ずしも改善していない所得環境の中で、子育て世代の結婚行動はどのような影響を受けているだろうか。年齢層ごとの収入を独身者と有配偶者(子どものいない世帯)とで比較してみると、男性では独身者において有配偶者よりも低所得者の割合が高い所得分布となっている(第2-1-8図)。これは、男性の方が家庭において経済的責任を持つことを期待されるため、所得の低い男性が結婚しにくいからと考えられる(前掲第1-2-5図)。一方で、女性では独身者において200万円以上400万円未満の所得層が最も多いが、有配偶者では200万円未満の所得層が最も多くなっている。これは、夫の扶養手当を受給するために妻の収入が高くなりすぎないように調整することなどが影響していると考えられる。

世帯形態別本人収入の分布





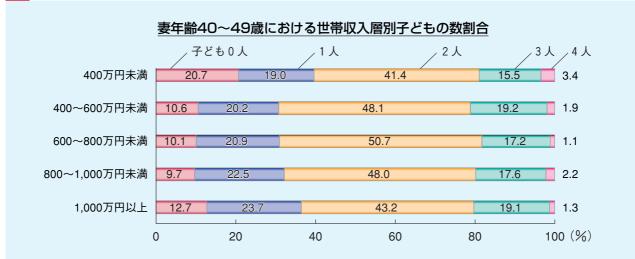
- (備考) 1. 日本家族社会学会全国家族調査研究会「家族についての全国調査」(1998) により特別集計。 同データ使用にあたっては、日本家族社会学会全国家族調査委員会ならびに東京大学社会科学研究所附属日本社会 研究情報センターから調査個票データの提供を受けた。
 - 2. 独身世帯、子どものいない世帯別の本人収入の分布。
 - 3. 満28~49歳の独身男性303人、独身女性199人、子どものいない男性130人、子どものいない女性87人(収入がない人は除く)。

(子育てに最低限の所得は必要だが、子どもの数と所得の関係は不明確)

それでは、所得は出産行動にどう影響しているのだろうか。世帯収入と子どもの数との関係を見るために、ほぼ子どもを産み終わったと考えられる、妻の年齢が 40° 49歳の世帯を見てみよう(第2-1-9図)。まず、年収が400万円以上の世帯について見ると、子どもの数と年収との間に明確な相関は見られず、1,000万円以上の層ではむしろ子どものいない世帯あるいは子ども一人の世帯の割合が高くなっている。こうしたことから、多くの子どもを育てるために必ずしも所得が高くなければならない訳ではないと考えられる。

他方、年収400万円未満の世帯において子どものいない世帯の割合が他の層よりも高い。つまり、一定の年収以上では必ずしも所得と子どもの数には明確な関係が見られていないが、一定の経済力を下回ると子どもを持つ経済的負担感が高まり、子どもを持ちにくくなると考えられる。

第2-1-9図 年収400万円未満の世帯において、子どものいない世帯の占める割合は高い



- (備考) 1.総務省「家計調査」(2003年)により特別集計。
 - 2. 世帯年間収入層における子どもの数の分布。12月分より算出。
 - 3. 対象は、勤労者世帯の「夫婦のみ又は夫婦と未婚の子どもから成る世帯」のうち、世帯主が夫で妻年齢40~49歳の997世帯。